

地域計画と農振農用地区域の変更・農地転用許可の手続きについて

地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月28日に登米市地域計画が策定されました。地域計画が策定されることにより、農振農用地区域の変更・農地転用許可の手続きが一部変わります。

地域計画策定後からの変更点

地域計画区域内の場合、農振農用地区域の変更及び農地転用許可を行う場合には、原則として、事前に地域計画の変更を行い、対象農地を地域計画の区域から除く必要があります。

※仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供することを目的とした農地転用等を除く

農用地区域内の場合

地域計画変更

農振農用地区域の
変更

農地転用

※農振農用地区域の変更とは、農振除外、編入、用途変更の変更手続きのことです。

手続きの相談・提出先

地域計画	登米市産業経済部産業総務課農業経営支援係
農振除外	登米市産業経済部産業総務課産業総務係
農地転用	登米市農業委員会

電話番号：0220-34-2716

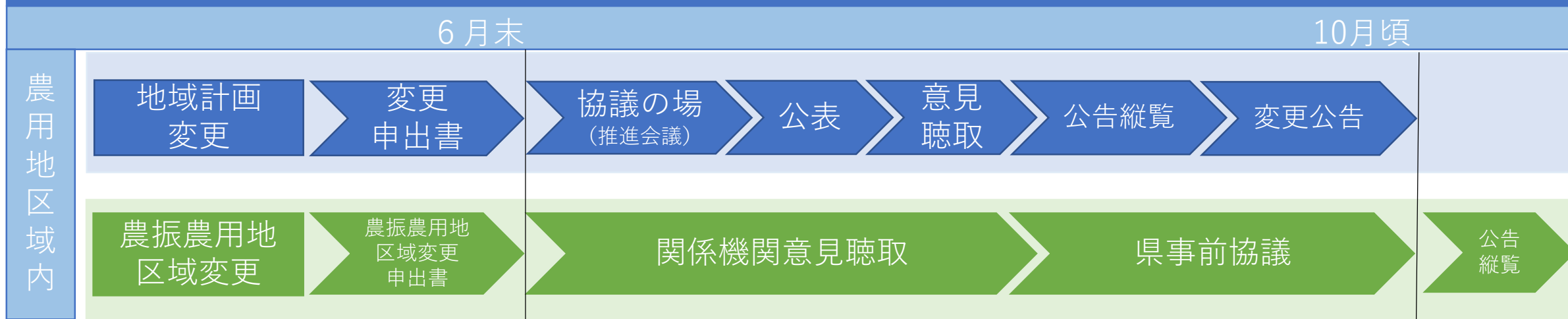
電話番号：0220-34-2716

電話番号：0220-34-2317

各制度受付期限

- 地域計画受付期限 6月末、9月末、11月末、1月末（閉庁日の場合は、翌開庁日）
- 農振除外受付期限 6月末、9月末、11月末、1月末（閉庁日の場合は、翌開庁日）
- 農地転用受付期限 毎月10日（閉庁日の場合は、翌開庁日）

地域計画と農業振興地域整備計画の変更手続きの流れ



※[登米市地域計画](#)策定に伴い、**地域計画変更申出書**を添付書類として添付していただきます。